

令和6年度 第1回 男女共同参画推進審議会

日 時:令和6年7月9日(火)

午後1時30分～午後3時00分

場 所:瑞穂市役所 穂積庁舎 大会議室

1. 開会

2. 議題

(1)第2次男女共同参画基本計画(後期計画)スケジュール

(2)第2次男女共同参画基本計画(成果指標)の推移

(3)第2次男女共同参画基計画(後期計画)の概要

3. 閉会

瑞穂市第2次男女共同参画基本計画 スケジュール

7月 第1回審議会

- ・R5市民意識調査結果から見える課題の確認
- ・前期(R2～R5まで)の目標値に対する振り返り
- ・後期(R7～R11)に向けた見直し
 - ・成果指標(目標値)の修正
 - ・具体的施策の追加、修正

- 7/26(金)までに、2点について意見書を提出
 - 意見を集約し『後期計画(素案)』を作成
 - 関係各課に重要課題、施策についてヒアリング

8月 第2回審議会

- ・計画素案(具体的施策、目標値についての意見を集約)について審議

- 審議結果を計画素案に反映

10月 第3回審議会

- ・計画素案(修正版)について審議
- ・答申書(素案)の内容確認

- 審議結果を計画素案に反映し、後期計画(最終案)を作成
- 後期計画(最終案)にてパブリックコメントを実施
- 答申書の修正

12月 第4回審議会

- ・パブリックコメント実施結果の報告
- ・後期計画(最終案)の確認
- ・答申書(素案)の内容確認

- 市長へ答申書を提出

- 市議会委員会へ提出
- 後期計画の製本

令和7年4月 第2次男女共同参画基本(後期計画)施行

瑞穂市第2次男女共同参画基本計画(成果指標)の進捗

目標値の達成状況(一覧)

NO	項目	開始時 H30	目標値 R11	実績値 R5	開始時 と比較	目標 達成
基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識を高め合うまちづくり						
1	社会全体として(男女の地位が)平等であると感じる人の割合	11.8%	50.0%	9.5%	-2.3%	×
2	人権尊重に関する啓発事業の回数	4回	5回	12回	+8回	○
3	学校教育の場において(男女の地位が)平等であると感じる人の割合	52.1%	70.0%	50.3%	-1.8%	×
4	男女共同参画に関するセミナー、講座の実施回数	2回	4回	4回	+2回	○
基本目標Ⅱ だれもが活躍できるまちづくり						
5	審議会等の委員における女性の割合	24.4%	40.0%	25.2%	+0.8%	△
6	保育施設待機児童数	0人	0人	4人	+4人	×
7	職場において(男女の地位が)平等であると感じる人の割合	22.9%	50.0%	19.1%	-3.8%	×
8	男女共同参画に関する事業の参加事業所数	20社	40社	25社	+5社	△
基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らせるまちづくり						
9	家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させている人の割合	20.4%	45.0%	28.3%	+7.9%	△
10	女性消防団員の数	14人	15人	10人	-4人	×
11	若年層健康診査の受診率	5.5%	10.0%	4.8%	-0.7%	×
12	妊娠婦教室への男性参加割合	35.8%	40.0%	38.3%	+2.5%	△
13	第2層地域支え合い推進会議への女性参加割合(※)	20.0%	30.0%	28.9%	+8.9%	△
14	就労支援員の支援により雇用に至った者の数	18人	25人	12人	-6人	×
15	各種イベントの際のDVに関する広報啓発活動の回数	2回	3回	2回	+0回	△
16	DVの相談を受けた中で、安全確保や自立につながった割合	60.0%	80.0%	50.0%	-10.0%	×
17	DV被害者が関係機関等に相談した割合	7.7%	40.0%	26.5%	+18.8%	△

※小学校区ごとに割合が異なるため、平均値を算出。

基本目標 I 男女共同参画の意識を高め合うまちづくり

成果指標 1 社会全体として（男女の地位が）平等であると感じる人の割合
(市民意識調査 P. 20 ⑧社会全体として)

H 30年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値(R11)
11.8%	-	-	-	9.5%	50.0%

※市民意識調査は5年1回の実施により、推移を把握

前期の総括 令和3年度までは新型コロナウイルスの影響下で講演会、啓発イベント等の実施が困難な状況にあり、従前のような意識啓発ができない。オンラインセミナーやパネル展、広報紙へのコラム掲載などを行うも効果は限定的のようであった。市公式SNSを活用した情報発信の実施を検討。

成果指標 2 人権尊重に関する啓発事業の回数

H 30年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値(R11)
4回	2回	4回	5回	12回	5回

前期の総括 令和3年度までは新型コロナウイルスの影響下で講演会、研修会、該当啓発活動が全面中止となった。中止となった事業の代替として、啓発物配布や望楼への投影など、コロナ禍に合わせた事業を展開した。汽車まつり、ふれあいフェスタなどのイベント再開に伴って、啓発事業の回数が増加しており目標値を達成した。

成果指標 3 学校教育の場において（男女の地位が）平等であると感じる人の割合
(市民意識調査 P. 20 ④学校教育の場)

H 30年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値(R11)
52.1%	-	-	-	50.3%	70.0%

前期の総括 令和3年度までは新型コロナウイルスの影響下で講演会、啓発事業が実施できていない。令和4年度以降は感染症対策を行って徐々に学生向け、親子向けのセミナーを実施した。男女平等の意識を高め、男女共同参画に関する正しい意識を持つことができるよう、学習機会の充実が必要。

成果指標 4 男女共同参画に関するセミナー、講座の実施回数

H 30年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値(R11)
2回	0回	2回	3回	4回	4回

前期の総括 令和2年度は緊急事態宣言などにより、すべての事業が停止した。その後、参加人数を制限する、オンライン形式で行うなど感染症に対応して講演会を実施。第5類に緩和された令和5年度以降は、目標値の4回を達成できている。なお、事業実施には朝日大学のご協力によるところが大きく、今後は市独自での事業も行いたい。

基本目標Ⅱ だれもが活躍できるまちづくり

成果指標5 審議会等の委員における女性の割合

H 30年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値(R11)
24.4%	23.7%	21.6%	23.0%	25.2%	40.0%

前期の総括 審議会等の委員はおおよそ2年に1度、改選が行われるため改選時に女性委員の推薦をいただくよう関係各課に協力を依頼した。また、関係機関へ依頼する際などにも積極的に女性委員を推薦いただくよう周知を図った。令和4年度には「女性委員のいない審議会等」の数が残り2つ（全32審議会）となった。

成果指標6 保育施設待機児童数

H 30年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値(R11)
0人	6人	1人	0人	4人	0人

前期の総括 未満児保育の受入枠を超える需要があるため、待機児童が発生することがある。牛牧第1保育所の公私連携保育所化により受入枠を拡充予定。また保育士配置基準に対応するため、保育士の確保が必要であり、保育士資格を持っているものの、保育士の職に就いていない方を対象に「保育士就職チャレンジ研修」を実施し、就労に結びつけている。

成果指標7 「職場において」（男女の地位が）平等であると感じる人の割合 (市民意識調査P.20 ②職場)

H 30年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値(R11)
22.9%	-	-	-	19.1%	50.0%

前期の総括 市広報紙で市内で活躍する女性のインタビューや「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」など働きやすい職場づくり、事業所の取り組みについて紹介した。指標は数ポイント減しており、今後は女性管理職登用の推進、セクハラ・マタハラ防止等、企業への周知啓発をさらに行く必要がある。

成果指標8 男女共同参画に関する事業の参加事業所数

H 30年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値(R11)
20社	3社	23社	17社	25社	40社

前期の総括 男女共同参画のセミナー、講演会への参加を市内事業所に呼びかけた。期間前半はコロナ禍で講演会等の開催ができず数値が落ち込んだが、令和3年度からはオンラインセミナーなどに切り替え、企業の参加を促した。商工会会報誌なども活用しているが、思うように参加企業が増えていかない。令和6年度より開始したSDGsパートナー制度登録企業等、参加実績のない事業所に粘り強く参加を呼びかけていく。

基本目標Ⅱ だれもが安心して暮らせるまちづくり

成果指標9 「家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させている」の割合
(市民意識調査P.61 問12)

H 30年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値(R11)
20.4%	—	—	—	28.3%	45.0%

前期の総括 市広報紙に市内で活躍する女性のインタビュー記事を掲載し、企業に勤める方や個人事業主の方などの働き方を紹介。ワーク・ライフ・バランスについて周知、意識啓発を行った。コロナ禍を経て、リモートワーク、テレワークや「働き方改革」などが浸透したこともあり、ポイントが上昇したと推察する。

成果指標10 女性消防団員の人数

H 30年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値(R11)
14人	14人	13人	6人	10人	15人

前期の総括 女性消防団員の内訳は、市職員と市民が約半数の構成であったが期間中に全て市民となった。令和2年度に目標達成まであと1人となったが、令和4年度に7人退団し新入団員が0名と大きく数を減らした。令和5年度以降は広報紙を利用するなど周知を行い多くの団員を獲得した。大規模災害が続いている、女性の防災への参画については、意識の高まりを感じる。

成果指標11 若年層健康診査（goodライフ健診）受診率

H 30年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値(R11)
5.5%	6.1%	5.7%	4.5%	4.8%	10.0%

前期の総括 20歳～38歳が受診できる健康診査の受診率。新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっていた令和2年度に受診率が増加したが、沈静化後になって減少した。受診率の低下は周知不足によるところが大きく、健診の必要性を広く周知していく。

成果指標12 妊産婦教室への男性参加割合

H 30年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値(R11)
35.8%	39.0%	31.9%	34.2%	38.3%	40.0%

前期の総括 母子健康手帳の交付時に教室内容を紹介し、参加率の向上を図った。令和2年度は男性の参加率が増加したが、感染症対策として参加人数を制限する必要があり、参加者を妊婦に絞ったことで減少に転じた。企画段階において夫婦で参加できる教室を増やす、土曜・日曜に開催する等により、徐々に参加率は増加している。

成果指標13 第2層地域支え合い推進会議への女性参加割合

H 30年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	目標値(R11)
20.0%	穂：15.3% 牛：13.3% 西：21.7%	穂：14.3% 牛：23.5% 西：21.8%	穂：14.4% 牛：23.6% 西：21.8%	穂：25.0% 牛：37.5% 西：23.0%	30.0%

※穂：穂積小校区、牛：牛牧小校区、西：西小校区、本：本田小校区

前期の総括 第2層地域支え合い推進会議は、各小学校区の自治会長で構成されている。自治会長、自治会役員以外にも参加を呼びかけることで、徐々に参加割合は上昇している。本田小校区及び牛牧小校区は目標値を達成している。

成果指標14 就労支援員の支援により雇用に至った者的人数

H 30年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	目標値(R11)
18人	15人	26人	18人	12人	25人

前期の総括 就労支援員がハローワークへ同行し、職業相談・職業紹介を進めることで就労の向上に努めた。ひとり親世帯に対しては、トライアル求人や職業訓練の提案を行った。支援員の支援もさることながら、本人の就労意欲によるところが大きい。

成果指標15 各種イベントの際のDVに関する広報啓発活動の回数

H 30年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	目標値(R11)
2回	2回	2回	2回	2回	3回

前期の総括 成人式（二十歳を祝う会）でデータDVの啓発活動を実施。多くの人が集まるふれあいフェスタで啓発物品の配布を行った。イベントにおける啓発活動だけでなく、広報紙やホームページ、SNSなどを活用し、DVの相談度口に関する情報提供や制度の周知を検討している。

成果指標16 DVの相談を受けた中で、安全確保や自立につながった割合

H 30年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値(R11)
60.0%	50.0%	55.0%	50.0%	50.0%	80.0%

前期の総括 関係部署と連携し、訪問や相談支援を通じて被害者が安心して生活できるよう自立支援を行った。DV相談者には継続的に関わり、本人の意志を尊重しつつ、安全確保の必要性を機会あるごとに伝えていく。

成果指標17 DV被害者が関係機関等に相談した割合

(市民意識調査 P. 88 問22)

H 30年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	目標値(R11)
7.7%	-	-	-	26.5%	40.0%

前期の総括 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、啓発活動を行うことができなかった。潜在している被害者の掘り起こしが困難であり、相談実績が伸び悩んだ。相談できずに困っている方を減らすため、相談窓口を周知していく必要がある。また関係機関や他部署とも連携し、DVが疑われる事案については、情報共有し支援につなげていく。

瑞穂市2次男女共同参画基本計画（後期計画）の概要

1 計画の主旨

- 計画の性格**
- 「男女共同参画社会基本法」および「瑞穂市男女共同参画推進条例」に基づく計画
 - 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく計画
 - 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく計画

計画の期間 令和2年度～令和11年度までの10か年のうち、後期5年（令和7年度～令和11年度）

2 計画の背景

瑞穂市の男女共同参画をとりまく現状の整理

▶本市の概況

- ・本市の人口は合併以降増加し、2024年4月1日の人口は、56,274人
- ・40代～50代が多い人口構成となっている（平均年齢43.3歳）
- ・核家族や複数世帯よりも単身世帯が多く増加している（3割が単身世帯）

▶前期実施計画の評価

- ・成果指標では、令和5年度時点で17あるうち2つが目標値を達成。一方で、約5割が計画開始時より悪化している。
- ・数値目標からみると、「社会全体として（男女の地位が）平等であると感じる割合」や「職場において（男女の地位が）平等であると感じる割合」が特に低い。

▶市民意識調査結果の概要

- ・市民は依然として男性優位と感じる割合が高い。特に職場においては、岐阜県より25%も高い割合となっている
- ・男女ともに仕事をし、家事・育児・介護等の役割を分かち合うのがよいが8割を超えてる
- ・男女がもっと平等になるためには、男女が家事や家庭責任を分担できる働き方の確保が必要
- ・市民、事業所とともに、ワーク・ライフ・バランスの認知度が上昇し、事業所の25%が積極的な支援を既に実施、20%が積極的な支援を検討している
- ・家事や子育ては現在も主に妻が負担しているが、特に若い世代ほど夫婦平等となる傾向にある
- ・DVは経験した人は少ないものの、経験した人のなかで相談しなかった人が5割を超えてる
- ・性的少数者の方に対して、8割以上の人人が偏見や差別があると考えている。偏見や差別をなくすためには、「性の多様性を理解するための学校教育」が必要
- ・行政が注力すべきは、「男女が共に家事・子育て・介護を行うための施策を推進する」「男女共同参画に関する幅広い情報の提供を行う」「学校教育や生涯学習の場での男女平等と相互理解・協力についての学習を充実させる」

前期の基本目標に対する課題の整理

▶男女共同参画の意識を高め合うまちづくり（基本目標Ⅰ）に関する課題

家族構成の変化、価値観の多様化に対応した意識づくりが必要

本市は、合併以降人口が増加しており、特に周辺からの人口流入により働く世代が増加し、従来のような三世代世帯等は減少して、核家族や単身世帯が多くの割合を占めるなど、市民の家族や価値観は多様化しています。

市民意識調査の結果をみると、依然として社会全体に対して男性優位と感じる割合が高くなっていますが、学校等の教育分野で「平等」とすることが定着してきた結果、若い世代では性別に捉われない考え方や価値観が広がってきています。今後は若い世代だけでなく、中高年以上にも従来の男女の役割分担意識などの固定概念に捉われることなく、時代に合った意識づくりを進め、性別や年齢などにかかわらず誰もが活躍しやすいまちにすることが必要であり、それが更なるまちの発展につながっていくと考えられます。

▶だれもが活躍できるまちづくり（基本目標Ⅱ）に関する課題

ワーク・ライフ・バランスの改善、職場などで男女共同参画推進が後期の重要なテーマ

意識調査によるとワーク・ライフ・バランスという言葉が市民に定着してきているものの、平日・休日ともに女性の家事負担は依然として大きくなっています。仕事と家庭の調和を実現するためには、労働時間の短縮や休暇を取りやすい環境の整備など、まだ多くの課題を抱えています。今後、家庭でも仕事でも活躍できる「令和モデル」を実現するためには、家庭と仕事の両立支援が最も重要な要素となっています。

一方で、家族に介護の必要性が発生する50歳代などでは、男性優位と感じる意見も多く、若い世代が多い本市でも、今後に向けては介護と仕事の両立支援対策が必要となると考えられます。

また、コロナ禍の影響により、在宅勤務等、多様な働き方が広がっています。市内の事業所でもワーク・ライフ・バランスのメリットは理解されてきているものの、育児・介護休暇制度などの環境整備には課題も多く、市の施策として、子育て支援・介護支援策の充実が求められています。

▶だれもが安心して暮らせるまちづくり（基本目標Ⅲ）に関する課題

DV対策、性的マイノリティ支援、ハラスメント対策など多様性や人権を尊重する施策が必要

多様性を尊重した社会の実現のためには、人権意識や国際理解を高め、性別や年齢、国籍などに関わらず、誰もが個人として尊重されるよう、各分野で多様性を尊重し、人権を守るための対策をすすめることができます。

意識調査の結果によると、ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害経験者は1割ですが女性の方が割合が高くなっています。女性の人権を守っていくことは引き続き重要です。市の支援策として、安全確保や法的支援のほか、男性に対してDV等についての意識啓発を行うことが必要とされています。また性的マイノリティ（LGBTなど）については、言葉の認知度も若い世代を中心に高まっており、人権尊重の観点から理解促進や支援などの取り組みが必要となっています。

3 施策の方向

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識を高め合うまちづくり

1. 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識啓発

施策の方向	具体的施策
(1) 固定的性別役割分担意識をなくすための 広報・啓発の充実	①広報・ホームページによる啓発の充実 ②男女共同参画に関する図書や資料の収集・提供 ③アンコンシャス・バイアスの解消に向けた普及啓発 新規

▷アンコンシャス・バイアスの解消に向けた普及啓発

ジェンダー（社会的性差）に基づくアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）への気づきを幅広く促し、解消に向けた行動につなげるための普及・啓発活動を推進します。

2. 人権尊重意識の醸成

施策の方向	具体的施策
(2) 人権尊重に関する啓発の強化	①人権を尊重する意識の醸成 ②L G B T等に関する理解の促進及び情報提供 ③人権相談の実施

3. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の推進

施策の方向	具体的施策
(1) 保育・教育における男女共同参画の推進	①保育士・幼稚園教諭・教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進 ②男女共同参画の視点に立った保育・教育活動の推進 ③保護者に対する意識啓発の推進
(2) 男女共同参画に関する学習機会の充実	①生涯にわたる学習機会の充実 ②男女共同参画に関するセミナー、講座の開催または情報提供

基本目標Ⅱ だれもが活躍できるまちづくり

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

施策の方向	具体的施策
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	①行政における審議会等委員への女性の積極的羊頭の促進
	②行政における女性職員の採用・登用の促進
	③企業、団体等の意思決定過程における女性の参画

2. 男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向	具体的施策
(1) 仕事と家庭生活の両立に向けた啓発の推進と支援	①仕事と子育て・仕事と介護の両立のための制度の定着 促進と充実
	②ワーク・ライフ・バランスの推進
	③企業等へのワーク・ライフ・バランスの推進
	④保育施設待機児童の解消
	⑤多様なライフスタイルに対応した保育サービスの充実
	⑥子育て相談の充実
	⑦子育て支援情報の充実
	⑧放課後児童クラブ（学童保育）の充実
	⑨ファミリー・サポート・センター事業の充実
	⑩助成・奨励金制度等の周知 新規
	⑪働き方改革の推進 新規

▷助成・奨励金制度等の周知

企業・事業所に対し、国（厚生労働省）で行っている両立支援等助成金を周知し、仕事と子育て・介護が両立できる雇用環境づくりを支援します。

▷働き方改革の推進

企業・事業者に対し、休暇の取得促進、長時間労働の縮減や非正規雇用社員の待遇改善などの啓発を行います。男女が家庭的責任を果たせるよう、適切な就業形態や職場慣行の普及に努めます。

3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向	具体的施策
(1) 職場における男女共同参画推進のための環境整備	<p>①女性活躍推進法の推進</p> <p>②企業等への各種ハラスメント防止に関する情報提供・啓発の実施</p> <p>③相談窓口の情報提供と充実</p>
(2) 多様な働き方の支援	<p>①企業等に対する就業形態や職場慣行の見直しの推進</p> <p>②再就職希望者への支援の充実</p> <p>③女性の就業能力開発講座の充実・情報提供</p>

基本目標Ⅲ だれもが安心して暮らせるまちづくり

1. 家庭生活・地域生活における男女共同参画の推進

施策の方向	具体的施策
(1) 家庭生活と地域生活における男女共同参画意識啓発の推進と支援	<p>①家庭・地域における男女共同参画意識浸透ための啓発活動推進</p> <p>②男性の家庭生活等への参画の推進</p> <p>③地域活動における女性の参画</p> <p>④だれもがともに介護を支える意識の啓發 新規</p> <p>⑤子育てに参画できる環境づくりの推進 新規</p>
(2) 防災・災害復興分野への女性の参画の拡大	<p>①男女双方に配慮した地域防災（復興）の促進</p> <p>②男女共同参画の視点に立った地域防災活動の向上</p> <p>③地域活動における女性消防団員の確保・配置促進</p>

▷だれもがともに介護を支える意識の啓發

男性の介護参画を促す意識啓發に努め、介護教室等への参加を促進します。まだ、介護を社会全体で担っていくシステムに対する啓發を行います。

▷子育てに参画できる環境づくりの推進

誰もが参加しやすい子育て教室の日時設定を検討し、父親を含め家族で参加しやすい子育て教室等を通じた意識づくりに努めます。また、子育て支援アプリを通じてともに参画できる環境づくりを進めます。

2. 生涯を通じた健康支援

施策の方向	具体的施策
(1) 生涯を通じた健康づくりの土台を築く	<p>①ライフステージに応じた健康の保持及び推進</p> <p>②食育の推進</p> <p>③健康相談の充実</p>
(2) 生涯を通じた健康づくりの土台を築く	<p>①母子保健施策の充実</p> <p>②子ども家庭センターの充実</p>

3. 困難な状況におかれている人々への支援

施策の方向	具体的施策
(1) 高齢者・障がい者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備	①介護サービスの充実 ②在宅福祉サービスの充実 ③高齢者、障がい者に対する情報提供及び相談体制の充実 ④外国人に対する情報提供及び相談体制の充実 ⑤高齢者、障がい者の社会参加活動の促進 ⑥高齢者健康講座の充実 ⑦老人クラブ活動への支援の充実 ⑧障がい者の就労の促進
(2) 生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実	①生活困窮者やひとり親家庭等の生活及び自立支援の充実

4. あらゆる暴力の根絶にむけた支援

施策の方向	具体的施策
(1) DVを予防するための対策の充実	①広報啓発活動による普及 ②学校教育における暴力防止教育 ③加害者にならないためのDV防止の意識啓発 新規
(2) DV被害者の安全確保と自立支援	①被害者の安全確保 ②被害者の支援にかかる情報の取扱いへの注意 ③様々な配慮を必要とする被害者への対応 ④関係者による通報の周知 ⑤検診等の行事を通じた発見と対応 ⑥子どもの安全確保とケア ⑦被害者の自立支援
(3) 相談業務の充実と関係機関の連携	①DV等に関する相談体制の充実 ②手続き一元化についての検討 ③府内連携の強化 ④府外関係機関との連携強化 ⑤関係者からの二次被害の防止 ⑥相談窓口の明確化と周知 新規

▷加害者にならないためのDV防止の意識啓発

交際相手や配偶者への暴力の問題について考える機会を提供し、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係の構築に向けた啓発を実施します。

▷相談窓口の明確化と周知

広報紙やホームページ、チラシ等により相談窓口の情報を掲載し積極的な周知に努めます。